

## 想定事象

- 一般の道路利用者から、「国道40号で大雪により車両が通行不能のため救助要請」の通報。
- 年間維持業者に除雪の出動指示を行うとともに、道路事務所職員(2名)が現地へ急行。
- 現地では、大雪により動けない要救助車両1台と運転者不在の放置車両が1台あり、緊急車両の通行の支障となっている。

## 訓練内容

### 訓練1: 災害対策基本法に基づく道路管理者による車両移動訓練

- ・放置車両等の状況確認、車両移動前、移動後の車両の記録(様式記載+撮影)。
- ・運転者不在の場合の文書による車両移動の周知
- ・放置車両等の移動(1台)

放置車両①: 車両所有者が不在、鍵がついていない場合

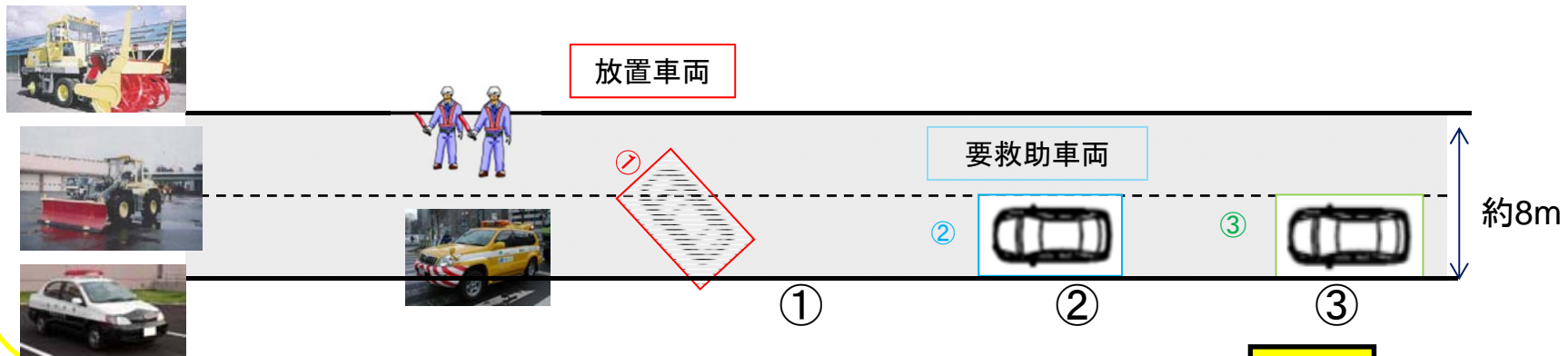
⇒ 除雪ドーザ(年間維持業者)による車両の移動

(訓練2~解説15Pに掲載: 要救助車両までの除雪(道路啓開)を行い、緊急車両の通行を確保)

# 訓練開始の想定事象と主な訓練内容 2

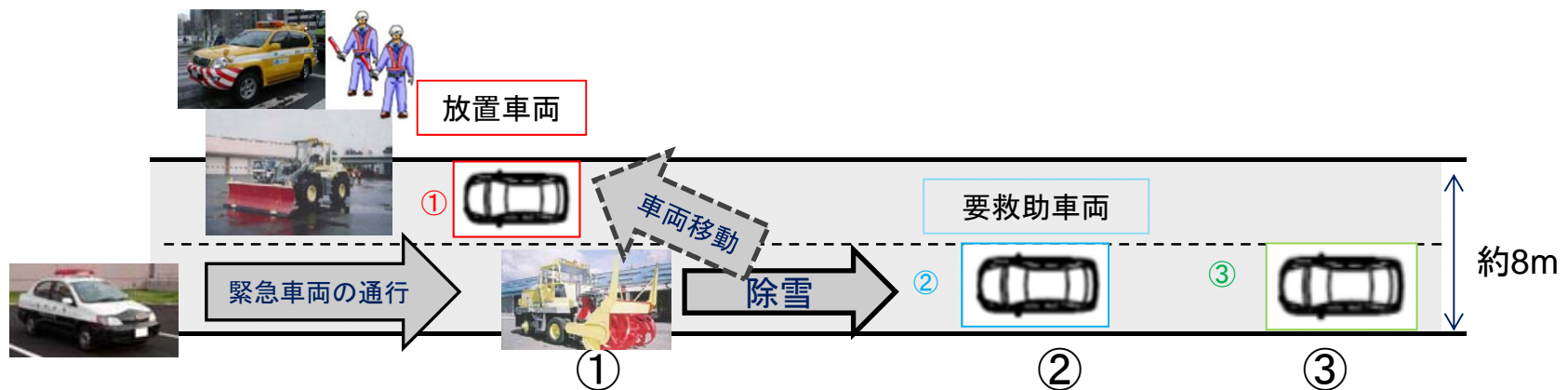
車両移動作業前

見学者席



車両移動作業後

見学者席



大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

## 改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



## 法律の概要

### 1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策(災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、道路区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)
- ※ホイールローダー等による車両移動

### 2. 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。  
 ※沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策  
 (例:ホイールローダーによる移動)



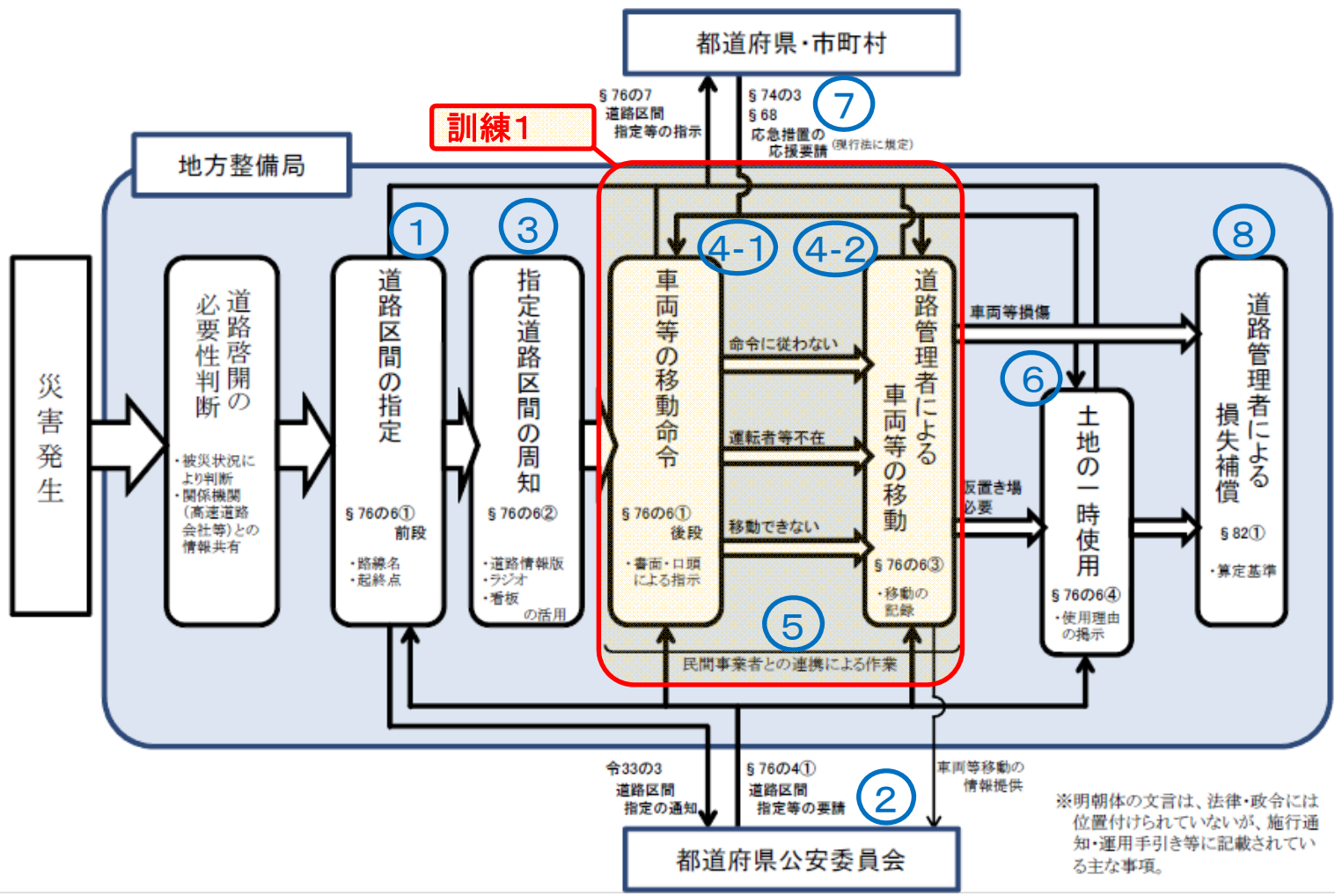
(首都直下地震における八方向作戦の例)

### 3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)
- ※高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

# 災対法に基づく車両移動の流れと訓練対象

車両移動の流れのうち、道路区間の指定や周知が完了した後の、  
 「④-1 車両の移動命令」、  
 「④-2 道路管理者による車両の移動」、



車両移動記録票			
措置実施場所	国道〇〇号〇〇市〇〇町〇丁目地先		
対象車両	車名、ナンバー		
運転手の有無	不在		
移動日時	〇月〇日〇時		
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所(〇〇)に移動(使用重機: 除雪ドーザ)		
破損状況	後方バンパーへこみ		
その他	作業者(〇〇建設)		
状況写真			
移動前			
移動後			
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20%;">記入者</td> <td>〇〇道路事務所 〇〇〇〇</td> </tr> </table>		記入者	〇〇道路事務所 〇〇〇〇
記入者	〇〇道路事務所 〇〇〇〇		

# 参考資料 「移動命令書」の例

平成〇年〇月〇日

運転者各位

国土交通省 北海道開発局長

(委託先：〇〇株式会社)

災害対策基本法第76条の6第1項の

規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

記

指定理由： 緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇道路事務所〇〇〇〇課〇〇〇〇〇  
電話：〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

## ■車両移動命令を行う際の発言案

- ・国土交通省〇〇道路事務所の〇〇です。(〇〇道路事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。)
- ・この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- ・緊急通行車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動して下さい。

## ■移動に協力してもらえない場合の「移動命令書」の例

### 〇〇災害に伴う車両の移動について

- ・緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・当方より移動を行いますので、車両から離れて下さい。

国土交通省 北海道開発局 〇〇開発建設部長

問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 〇〇道路事務所

電話番号： 〇〇〇-〇〇〇〇

## ■「車両移動通知」の例

### 〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日 〇〇時

移動先：〇〇〇〇

移動車両：車名、ナンバー

国土交通省 北海道開発局 〇〇開発建設部長

問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 〇〇道路事務所

電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇

## ■「身分証明書」の例

発行番号：第〇号

### 身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日：〇〇年〇〇月〇〇日

発 行 者：国土交通省 北海道開発局 〇〇開発建設部長 印